

## 西区自治協議会への意見及び感想提出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西区自治協議会（以下「協議会」という。）への意見及び感想提出に関し、必要な事項を定める。

(提出手続き)

第2条 意見及び感想の提出を希望する者は、所定の様式に意見及び感想並びに住所、氏名、連絡先電話番号等必要事項を記載する。

2 様式は、専用回収箱、郵送等で西区役所地域課へ提出する。

3 事務局で受付を行う。

(受付できないもの)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、受付をしない。

(1) 誹謗中傷を含むもの

(2) 営利・営業を目的とするもの

(3) 趣旨が不明・不明確なもの

(4) 明らかに組織的、団体としての行動で、内容が概ね同一であり、多数の提出があったもの

(5) 協議会に直接関係ないもの

(6) その他、協議会の会長が不相当と判断したもの

(意見に対する処置)

第4条 受付した意見は、全て協議会へ報告をする。ただし、個人情報には報告しない。

2 協議会へ報告された意見は、協議会で審議のうえ、提出者に回答を行う。

ただし、提出者が意見を非公開とした場合は、協議会での審議は行わず、会長の判断で回答を行い、その内容を全委員へ伝える。

3 回答を希望しない提出者には回答しない。

4 提出者から意見聴取が必要な場合等は、別途対応する。

5 意見の内容及び回答は、個人が特定できないよう配慮したうえで、協議会の傍聴者、ホームページなどに公開する。ただし、提出者が公開を希望しない場合は、非公開とする。

(感想に対する処置)

第5条 受付した感想は、全て協議会へ報告する。ただし、個人情報は報告しない。

2 感想については、審議・回答を行わない。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、協議会への意見及び感想提出に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成22年11月30日から施行する。



# 様式（裏）

## ※注意事項※

<次のものは受付いたしません>

- (1) 誹謗中傷を含むもの
- (2) 営利・営業を目的とするもの
- (3) 趣旨が不明・不明確なもの
- (4) 明らかに組織的、団体としての行動で、内容が概ね同一であり、多数の提出があったもの
- (5) 西区自治協議会に直接関係ないもの
- (6) その他、西区自治協議会長が不相当と判断したもの

<ご意見の一般公開について>

一般公開を「否」とした場合は傍聴者などのいる会議の場で審議できませんので、西区自治協議会長の判断での回答となります。

なお、受付したご意見は全委員へ伝えます。

## 意見及び感想に係る処置の流れ

